



法人 なががおか

「枝折峠の日の出と滝雲」

奥只見・銀山平で発生した霧が雲海となり、山の稜線を超え、日の出前後にはまるで滝のように流れ落ちる「滝雲（たきぐも）」という自然現象が見られます。

この美しい日の出の景色は、まるで今世界を席卷しているコロナ禍に差し込む希望の光、また安心して暮らせる日常への夜明けのようにも感じられます。

写真提供：長岡市美術協会写真部門

題 字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

2021 秋号

vol.145



公益社団法人 長岡法人会

着任のごあいさつ

長岡税務署長 谷田川 成揮

この度の人事異動で、真岡税務署長から長岡税務署長に参りました谷田川でございます。

私は、茨城県出身で新潟県内の勤務は初めてとなります。

七里会長をはじめ公益社団法人長岡法人会の会員の皆様方には、税務行政に対し、日頃から深いご理解と多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者を目指す者の団体」として、また、税務行政の良き理解者として、広報誌「法人ながおか」を通じ税に関する情報を発信していただいているほか、各種研修会の開催や国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進、「自己点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されておられます。

また、小・中学生に対する租税教室に多くの講師を派遣されているほか、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施されるなど、租税教育の充実にも積極的に取り組んでいただいております。

これも七里会長をはじめ、役員の皆様の優れたご指導と、会員の皆様の活発な活動の賜物であり、心から敬意を表する次第でございます。

さて、私ども税務を取り巻く環境は、経済活動のICT化やグローバル化の進展に加え、一般の新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に変化しております。

そのような状況の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」とい



谷田川 成揮

署長

《出身地》
茨城県水戸市

《趣味》
カラオケ
ゴルフ

う国税庁の使命を果たすべくe-TaxなどICTを活用した申告・納付等の税務手続きなど利便性の向上や、申告・納税に役立つ情報を「国税庁ホームページ」等を通じて提供するなど納税者サービスに努めるとともに、調査・徴収事務の効率化・高度化を行い、適正課税の確保に積極的に取り組んでいるところです。

また、ご承知のとおり令和5年10月1日から導入される消費税の「適格請求書等保存方式」いわゆるインボイス制度の適格請求書発行事業者の登録受付が本年10月1日より開始されました。

会員の皆様がインボイス制度を含む改正内容や消費税の仕組みを十分に理解し、自ら適正な申告・納税を行っていただけるよう、制度の円滑な導入に向け広報・周知、相談対応等に取り組んでいくこととしております。

しかしながら、このような変化に対応し、税務行政に課せられた使命を果たしていくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、貴会の皆様のお力添えが不可欠であることから、今後とも税務行政の良き理解者として一層のご支援とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人長岡法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。

幹部のご紹介



小川 里織

副署長

《出身地》
新潟県上越市

《趣味》
バンド活動
(最近サックスを
始めました)



三木 信明

法人課税第一部門
統括国税調査官

《出身地》
群馬県

《趣味》
成分献血
ウォーキング

税務署だより

長岡税務署定期異動

令和3年7月10日付

(役付職員)

課・部門	職名	新任者		前任者	
		氏名	旧所属	氏名	新所属
署長 副署長	署長	谷田川成揮	真岡署長	須藤 哲右	退官
	副署長	小川 里織	税務大学校 教授	丸山 伸浩	下館署 副署長
総務課	総務課長	浅間 智美	(留任)		
	課長補佐	中山美樹也	新潟署 酒類指導官 総括上席	星 喬志	新潟署 総務課 課長補佐
	総務係長	伊佐 健	(留任)		
	会計係長	河面 文仁	長岡署 総務課 庁舎管理係長	鈴木 悠子	長岡署 徴収 徴収官
	庁舎管理係長	田中 正行	長岡署 個人課税二 上席	河面 文仁	長岡署 総務課 会計係長
税務広報官	広報官	戸田 昌克	前橋署 個人課税一 連絡調整官	長岡 忍	巻署 管理・徴収 統括官
管理運営1	統括官	戸川 雅夫	新発田署 管理運営 統括官	丹野 嘉美	新潟署 管理運営一 統括官
	総括上席	福田 曜平	巻署 管理運営 総括上席	平出 明	長岡署 管理運営一 上席
管理運営2	統括官	家合 英夫	(留任)		
特官(徴収) 徴収 審理(徴収)	特官	小林 毅彦	長岡署 審理専門官(徴収)	佐藤 浩喜	高崎署 特別国税徴収官
	統括官	福島 直樹	(留任)		
	専門官	高橋 英春	局 徴収部 特別整理二 主査	小林 毅彦	長岡署 特別国税徴収官
特官(所得)	特官	水澤 洋一	(留任)		
特官(所得) 個人1	特官	本間 佳明	(留任)		
	統括官	武樋 徳雄	局 課税第一部 資料調査一 審理専門官	平澤 純	局 総務部 会計課 課長補佐
個人2	総括上席	大野 健一	水戸署 個人課税一 記帳指導推進官	金箱 啓輔	川越署 個人課税一 記帳指導推進官
	統括官	多田 英二	(留任)		
個人3 審理(個人)	統括官	藍澤 幹夫	新発田署 個人課税二 統括官	本多 正実	新潟署 個人課税三 統括官
	専門官	関 朗	(留任)		
資産	統括官	平山 敬寛	局 課税第一部 資料調査二 主査	井田 了	上田署 資産課税 統括官
特官(法人)	特官	辰口 晃	(留任)		
特官(法人) 法人1	特官	小出 敏夫	川越署 特別国税調査官(法人)	山田 文幸	退官
	統括官	三木 信明	伊勢崎署 法人課税一 統括官	永吉 義幸	新潟署 法人課税一 統括官
	総括上席	山口 香織	新発田署 法人課税 上席	渡辺 裕央	局 課税第二部 統括国税調査官(諸税) 主査
法人2	統括官	土田 智	(留任)		
法人3	統括官	佐藤 和彦	(留任)		
審理(法人)	専門官	東 洋正	局 調査査察部 査察一 主査	篠原 幸雄	長野署 審理専門官(法人)
酒類指導官	指導官	高山 稔	(留任)		
	指導官	本城 浩文	(留任)		

事業者の方へ

消費税の
インボイス
制度

令和3年10月1日

登録申請
受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続は、**e-Tax**
をご利用ください！！



「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能



e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知り
になりたい方は、国税庁ホームページ
(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ？

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録申請書の郵送による提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
関東信越国税局 インボイス登録センター	〒 344-8680 春日部市大沼 2 丁目 12 番地 1	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

全国どこからでも
誰でも参加可能な

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

開催日時	定員	費用
説明会サイトに掲載（随時掲載） ※下記の説明会サイトにアクセスして確認してください。 ➔ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm	各回 100 名 （先着順）	無料 （通信費用は実費となります。）

説明会サイトへ



軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の
登録申請手続に
ついて知りたい方
➡ 「1」

帳簿・請求書など
の記載事項に
ついて知りたい方
➡ 「2」

その他の軽減税率制度・
インボイス制度に
ついて知りたい方
➡ 「3」

○ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードから
サイトへ



法人会 会員向け インボイス制度 Q&A

パートナーズプロジェクト税理士法人 代表社員税理士 藤井英雄

インボイス制度（登録が必要です）への対応準備イメージを記載した7つのQ&Aです。

Q1. 関係する事業者はだれ？

A1. 消費税は、受取った額から支払った額を控除して納付する仕組みです。インボイスは受け取った事業者が、消費税を控除するために必要な書類です。従って、消費税を納付する事業者と取引のある事業者が関係します。会員の皆様のほぼ全社です。

Q2. 課税事業者（消費税を申告納税されている会社）の経営者が決めることは？

A2. インボイスを発行できない可能性のある取引業者（小規模な個人事業主やフリーランスの外注先など）について今後の対応を検討しましょう。

Q3. 免税事業者（消費税を申告納税していない会社）の経営者が決めることは？

A3. 登録し課税事業者となるか？免税の事業者のまま、値引きやサービス向上で対応する事などが考えられます。但し、消費税分を値引きますと表現してはいけません。主に事業者向けビジネスの場合は、インボイスを要求される可能性が高くなります。発行できないと取引先に迷惑がかかり、結果として取引が縮小することもあります。主に消費者向けビジネスの場合は、インボイスを要求される可能性が低くなります。しかし、事業の経費とする消費者もいるため、登録するかの判断が必要でしょう。判断に迷う場合は、経過措置（Q7）があるため判断を延期する方法もあります。

Q4. 経理の対応は？

A4. インボイスを個別に確認してから記帳や入力を行うことになります。もし記載が間違っていたら、発行先に訂正を依頼する必要があります。レジや請求ソフト、領収書の改定の対応とスケジュール確認を進めましょう。免税事業者との取引の経過措置を受けるために取引を別に集計しましょう。会計ソフトは、免税事業者との取引に対応できるものに更新する必要があります。後日に、値引きがあった場合などは適格返還請求書をもらわないといけません。

Q5. 営業や総務の対応は？

A5. 仮に同額の見積もりだった場合は、免税事業者かどうかとも考慮が必要です。自動販売機や郵便料金、一定の公共交通機関、などは今まで通りインボイスがなくてもOKです。小売業やタクシー、飲食、駐車場など不特定多数の取引の場合には一部記載を簡略化した簡易なインボイスも認められています。

Q6. 登録は急いで検討しなければいけないの？

A6. 施行日に間に合わせるためには2023年3月31日が適格請求書発行事業者の登録申請の期限なので、余裕をもって2022年中には検討を行いましょう。また、取引先が登録済みかどうかは、国税庁の公表サイトで確認できます。

Q7. 経過措置はあるの？

A7. インボイスがなくても急に支払った消費税を控除できなくなるわけではなく、2026年9月30日までは8割、2029年9月30日までは5割の控除が可能です。経過措置はありませんが、早めの検討と準備をお勧めします。

シンカする大同生命。

大同生命は今や“万一のとき”の生命保険ではありません。
 保険を深化させて、経営者が働けなくなったときまでサポートする「トータルな保障」を提供。
 さらに、生命保険の枠にとらわれない新化で、ロボットによる難病治療や「健康経営®」も支援。
 生命保険を深く、新しく、シンカさせることで大同生命の真価を発揮していきます。
 すべては、中小企業のみならず、みなさまのために。

トータルな企業保障
 経営者個人の保障
 HAL プラス特約※
 中小企業向けサービス

※正式名称：無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約【特定難病用・保険料不要型】
 新潟支社 長岡営業所/
 新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F) TEL 0258-32-1951

DAIDO 大同生命保険株式会社

編集後記

鷲尾 達雄

いよいよ衆議院議員選挙が公示となりました。政権選択選挙！と野党は狼煙を上げておりますが、どのような結果になるのでしょうか？私が今回の選挙で取り沙汰されるテーマの中で一番関心があるのは「企業の生産性の向上」です。平たく言うと、給料が上がる国にする！ですよね。もし、私が総理大臣なら、このテーマで何をするか？を考えてみました。私なら、企業の統合の促進です。理由は、政治の力で成長産業を興すことなど出来る訳がないからです。では、既存の産業構造で、生産性の向上、言い換えれば、一人当たりの粗利を増やすにはどうしたら良いか？私は、過当競争の排除しかない！と考えます。その為に必要な手法は、企業数を減らす！それしか無い！と感じています。そんな暴論を実行するのに、今、絶好のチャンスが訪れています。中小企業の後継者がいない会社が、山ほどあるという現実です。会社の統合や売却を促進するチョーチョー魅力的な税制恩典を設けるなどして、中小企業のM&Aを加速させプレーヤーを集約するのです。オンリーワンの商品やサービスを提供している中小企業がどれほど存在するのでしょうか？似たような商品・似たようなサービスで、単に価格競争だけで競い合うしかない状態が放置されているの業界・業種が大多数かと。人口減少社会において、一人当たりの付加価値が増やす為に、答えは出ている。そう私は確信しています。

消費税期限内納付

消費税の期限内納付を忘れずに！



推進運動
実施中！



消費税には
申告・納付期限^{※1}
があります。

申告・納付には
e-Tax^{※2}が
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{※3}。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※4}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^{※4}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^{※4}

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、前年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が義務です。
 ※3 地方消費税を含まない消費税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額が0円以下かつ事業者が、課税の中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合は、自動的に中間申告・納付することはありません。

法人 ながおか vol.145

公益社団法人 長岡法人会
 長岡市表町三丁目1番地8
 リナシエビル3 8階
 電話 0258-35-0328
 FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会
 委員長 鷲尾達雄

印刷所 吉原印刷株式会社